た額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額」とあるのは「算定した額」とする。	
一　基準期間において、第百二条の三第一項第一号イの事業所の労働者（日雇労働者を除く。）を解雇した事業主（労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。	
二　第百二条の三第一項第一号イの事業所において役務の提供を行つていた派遣労働者又は期間の定めのある労働契約を締結する労働者であつて基準期間内に離職したものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。	
三　中小企業事業主であること。	
四　休業手当等支払率が一以上又は休業等に係る手当又は賃金が基本手当日額の最高額を超える事業主であること。	
五　新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のために必要があるものとして職業安定局長が定める要件に該当する事業主であること。	
8～10　（略）	6～8　（略）

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則の規定は、令和二年四月八日以降に開始した同令第百二条の三第一項第二号イに規定する休業等について適用する。

2　令和二年四月八日前に開始したこの省令による改正前の雇用保険法施行規則第百二条の三第一項第二号イに規定する休業等に係る雇用調整助成金の支給については、なお従前の例による。

○環境省令第十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第一項及び第六項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の四第一項及び第六項並びに第十五条の二の五第一項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一項第二号ロ(3)の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月一日

環境大臣　小泉進次郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）	（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）
第二条　法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。	**第二条**　法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。
一～十三　（略）	一～十三　（略）
十四　災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は市町村長が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は市町村長が定める期間に一般廃棄物を適正に収集又は運搬する能力がある者として環境大臣又は市町村長が指定する者（一般廃棄物処理基準又は法第六条の二第三項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準（処理の緊急性に鑑み基準をそのまま適用することが適当でないと環境大臣が認めた場合においては、適用することが適当でないものとして環境大臣が指定する基準を除く。第二条の三第十号において同じ。）に従い、環境大臣又は市町村長が指定した一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合に限る。）	（新規）
（一般廃棄物処分業の許可を要しない者）	（一般廃棄物処分業の許可を要しない者）
第二条の三　法第七条第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。	**第二条の三**　法第七条第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。
一～九　（略）	一～九　（略）